

都市計画道路内での建築許可の特例について

1．制度の概要

都市計画道路内で都市計画法第53条第1項の申請を行うときに特例を適用する場合、あらかじめ街路計画課の確認を受けた場合に限り、「2．許可の基準」により取り扱っています。

2．許可の基準

階数が三以下で地階がないこと

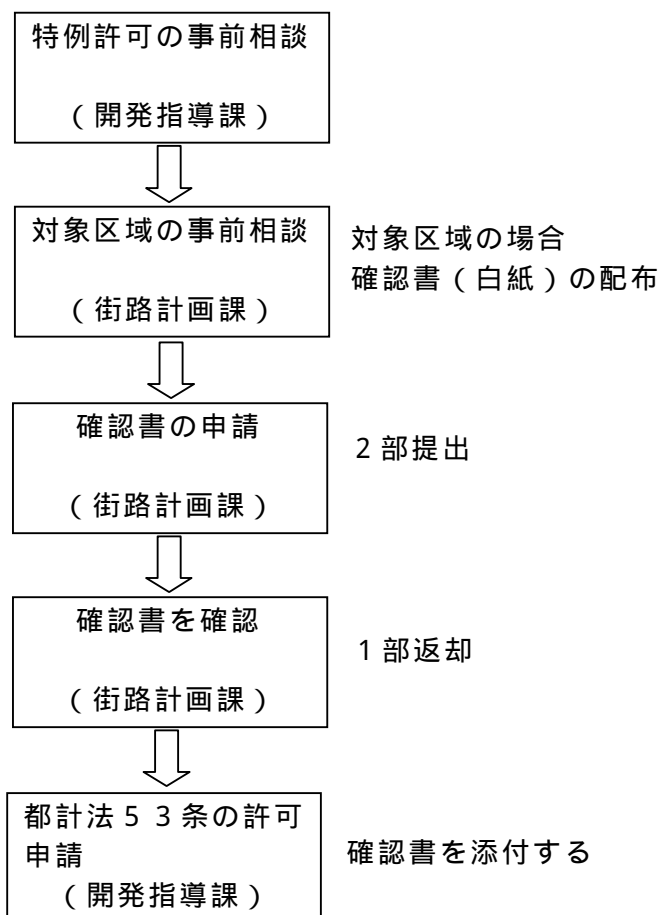
主要構造部が木造、鉄骨造（重量・軽量は問いません）、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること

容易に移転、除却ができるものであること

3．確認書の添付

あらかじめ街路計画課の確認を受けたのち、都市計画法第53条第1項の許可申請の際に、「都市計画法第53条許可特例適用に関する確認書（道路用）」を添付してください。

4．都市計画法第53条第1項の申請までの流れ



5．問い合わせ先

住宅都市局建築指導部開発指導課	（申請方法）	972 - 2770
住宅都市局都市計画部街路計画課	（対象区域）	972 - 2721